

当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画— 骨子（案）

1. 基本認識

- 「三本の矢」により、強い経済を実現。民需主導の持続的成長を実現し、今後 10 年間（2013 年度から 2022 年度）の平均で、名目 GDP 成長率 3%程度、実質 GDP 成長率 2%程度の成長を目指す。
- 経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

2. 財政健全化に向けた目標

- 国・地方を合わせた基礎的財政収支（以下、PB。）について、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比を半減、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。

3. 平成 27 年度（2015 年度）の目標達成に向けて

（基本的な取組）

- 目標達成のためには、国・地方を合わせた PB を平成 25 年度（2013 年度）から ○ 兆円程度改善する必要。
- 国・地方の PB 赤字の大半を占める国の一般会計 PB 赤字について改善を図る必要がある。歳出・歳入両面で最大限努力する（※）。

※消費税率の引上げについては、8%及び 10%への引上げのそれぞれの施行前に、税制抜本改革法附則第 18 条に則って、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行う。

- 要求時点から施策の優先順位を洗い直した上で、無駄を最大限縮減しつつ、税收等の動向も踏まえ、優先度の高い施策について重点化を図る。
- 国の一般会計の PB について、少なくとも 2014・2015 年度の各年度 ○ 兆円程度改善。
- 新規国債発行額は、2014・2015 年度に前年度を上回らないよう最大限努力。
- 特会や独法等も、性質に応じ、必要性の観点から徹底した見直しを行う。

- 地方の一般財源総額は、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、2014・2015年度において、2013年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
- 2015年度のPB赤字半減目標の達成に向け、半年毎に進捗状況を確認する。
- 経済の重大な危機等により、財政健全化目標の達成が著しく困難と認められる場合には、機動的な財政政策を行うため、適切な対応を行う。その場合、遅滞なく、財政健全化の経路を改めて示す。

(歳出面・歳入面の取組)

- 歳出面は、各年度の優先課題に重点化し、メリハリをつける。
- 民間需要や民間のイノベーションの誘発効果の高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視。
- 社会保障、社会資本整備、地方財政等の主要分野は、「骨太方針」第3章に示された重点化・効率化の方針に則って取組む。
- 歳入面は、経済社会構造の変化を踏まえて、あるべき税制の在り方を検討する。

4. 平成32年度(2020年度)の目標達成に向けて

- 2020年度までの各年度の一般会計予算で、PB対象経費と税収等の対GDP比の乖離を解消できるよう、PB対象経費の対GDP比を着実に縮小させるとともに、税収等についても対GDP比で拡大させていく必要がある。
- 具体的には、今後検討を進め、2015年度予算のPB対象経費と税収等の対GDP比等を踏まえて経済財政を展望し、2016年度からの5年間について更に具体的道筋を描く。
- その際、各年度、無駄の排除などを通じてPB対象経費を極力抑制しつつ、経済成長によりGDPを増大させ、PB対象経費の対GDP比を逡減させていくこと、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図っていくことを基本とする。
- さらに、これらの努力を継続する中で、増大する社会保障については、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討する。
- 今後の予算編成において、歳出増又は歳入減を伴う施策の導入・拡充を行う際、歳出削減又は歳入確保により、安定的な財源を確保することを原則とする。
- 本年秋以降、持続可能な財政と社会保障の構築に向けた取組について、経済財政諮問会議において検討を行う。

(別紙) 基礎的財政収支の見通し

○ 国・地方の基礎的財政収支

平成 25 年度 (2013 年度) ▲34.0 兆円→平成 27 年度 (2015 年度) ▲〇〇.〇兆円程度

○ 国の一般会計の基礎的財政収支の目安

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)
国の一般会計の 基礎的財政収支 の目安	▲23 兆円	▲〇〇兆円程度	▲〇〇兆円程度